

電磁的方法による書面交付に関する規約

利用者は、3PLATZ 株式会社（以下「当社」といいます。）が自ら又は販売店に代わって、本件書面（第 1 条第 1 項において定義します。）に記載すべき事項を電磁的方法により交付すること（以下「電子交付」といいます。）に関し、以下の条項に同意するものとします。

第 1 条（電磁的方法によることの承諾）

1. 「本件書面」は、「お申込みの内容」に基づいて、当社と利用者が立替払契約を締結する場合に際して当社及び販売店が法令上又は契約上交付すべき書面を指します。
2. 利用者は、販売店が本件書面のうち割賦販売法 35 条の 3 の 8 に定める書面（販売店が個別信用購入あつせん関係販売契約又は個別信用購入あつせん関係役務提供契約を締結したときに交付すべき書面をいいます。）を電磁的方法により交付することに承諾します。
3. 利用者は、前項に定める書面のほか、本件書面について、当社が電磁的方法により個別信用購入あつせん関係受領契約に関する事項を提供することに承諾します。

第 2 条（電磁的方法の方法及び内容）

1. 当社は、当社所定のウェブサイト上において、ダウンロード可能な本件書面のファイルを掲載し、これを利用者の閲覧に供する方法により、本件書面を電磁的方法により交付するものとします。
2. 利用者は、個別信用購入あつせん関係受領契約の締結後、速やかに、当社の案内に従い前項のファイルを閲覧し、自らの電子計算機（パソコン、スマートフォン等）にダウンロードすることにより保存するものとします。利用者が当該ファイルをダウンロードしないことにより、当該ファイルの掲載期間が終了したとしても、当社は追加で対応する義務を負いません。
3. 第 1 項のファイルの形式は、PDF ファイルとします。
4. 利用者は、第 1 項の電磁的方法による交付を受けるため、当社が推奨するインターネット環境及び PDF ファイル閲覧用ソフトウェア等の当社所定の環境（下記 URL 参照）を準備するものとします。

<https://3platz.jp/>

第 3 条（免責事項）

1. 利用者は、本件書面の電磁的交付を承諾した場合であっても、法令等の変更、監督官庁の指導その他必要な事態が発生した場合、又は当社が必要と判断した場合には、当社が既に電磁的交付を行った本件書面を含めて紙媒体による書面の交付等を行う場合があることに異議を述べないものとします。
2. 当社は、次の各号に規定する利用者が生じた損害について、一切の責任を負わないものと

します。

- (1)通信機器、通信回線、コンピューター等のシステム機器等の障害、欠陥又はこれらを通じた情報伝達システム等の障害若しくは欠陥に起因して、本件書面の電磁的交付が遅延、不能となったことにより生じた損害
- (2)天変地異、政変、ストライキ等の不可抗力その他当社の責めに帰することができない事由に起因して、本件書面の電磁的交付が遅延又は不能となったことにより生じた損害

第4条（承諾の撤回）

- 1.利用者は、第1条の承諾を撤回する場合には、書面又は電磁的方法により、本件書面の電磁的交付を希望しない旨を当社に申し出るものとします。
- 2.利用者は、前項の承諾を撤回した場合において、再度本件書面の電磁的交付を申し出ることができます。この場合においても、利用者は本規約が適用されるものとします。